

みまもりポールサービス利用規約【スマートプラン】

第1条（用語の定義）

1. 「みまもりポールサービス」（以下「本サービス」といいます。）とは、中電クラブサービス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する、撮影装置および録画装置（以下あわせて「撮影装置等」といいます。）を用いた、「公共利用サービス」および「民間利用サービス」の総称のことをいいます。
2. 「公共利用サービス」とは、街頭防犯等のために、公共空間を監視するサービスのことをいいます。
3. 「民間利用サービス」とは、個人の防犯等のために、私有地内を監視するサービスのことをいいます。
4. 「利用契約」とは、本サービスを利用するための契約をいいます。
5. 「利用者」とは、本利用規約に基づく利用契約を当社と締結している者をいいます。
6. 「中電」とは、中部電力株式会社のことをいいます。
7. 「中電 PG」とは、中部電力パワーグリッド株式会社のことをいいます。
8. 「映像データ」とは、撮影装置等により撮影、保存される画像データまたは動画データをいいます。
9. 「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間のことをいいます。

第2条（本サービスの目的）

本サービスは、中電もしくは中電 PG 所有の電柱または当社、利用者もしくは第三者が所有するその他の営造物（以下「設置電柱等」といいます。）に設置する撮影装置等により、公共空間または私有地内を監視することを目的とします。

第3条（本サービスの利用者および設置場所）

本サービスの利用者および撮影装置等の設置場所は利用サービスに応じて次の各号のとおりとします。

（1）公共利用サービス

- ・このサービスの利用者は、自治会、町内会、商店街振興組合、自治体等の公共的団体に限られます。
- ・このサービスの撮影装置等の設置場所は、設置電柱等（当社が技術上、保安上または安全上その他の理由により撮影装置等の設置が困難と判断するものを除きます。）とします。

（2）民間利用サービス

- ・このサービスの利用者は、設置電柱等を設置している土地（以下「敷地」といいます。）の地権者または当該敷地地権者と借地契約を締結している者またはこれと同等の権利を有している者に限られます。

- ・このサービスの撮影装置等の設置場所は、利用者敷地内の設置電柱等（当社が技術上、保安上または安全上その他の理由により撮影装置等の設置が困難と判断するものを除きます。）とします。

第4条（本サービスの内容）

本サービスは、次の各号に定める事項をその内容とします。

- （1）撮影装置等の調達
- （2）撮影装置等の所定の場所への設置およびこれにかかる設計
- （3）本サービス利用開始後の撮影装置等の保守点検等
- （4）撮影装置等を中電または中電 PG 所有の電柱に設置する場合における当該設置場所の貸与
- （5）撮影装置等への電力の供給
- （6）その他当社が本サービスの提供にあたり必要と判断する事項

第5条（プランの内容）

1. 当社は、本サービスとして、次の各号に定めるスマートプランを提供します。このプランは、当社が所定の場所に設置する撮影装置等を、利用者が所有および利用するプランをいいます。
 - （1）撮影装置等の設置場所の地権者からの承諾等
 - ・当社は、撮影装置等を設置する設置電柱等の地権者から、撮影装置等の設置および当社の保守管理に伴う設置場所の利用・立入等に必要な承諾等を得るものとします。
 - ・利用者は、撮影装置等を設置する設置電柱等の関係官庁から、撮影装置等の設置および当社の保守管理に伴う設置場所の利用・立入等に必要な許認可を得た上で、その結果を書面にて当社に報告するものとします。なお、当社は許認可申請に必要な情報提供等のサポートをするものとします。
 - （2）設置電柱等の所有者からの承諾等
 - ・当社は、撮影装置等を中電もしくは中電 PG 所有の電柱に設置する場合、それぞれの所有者から必要な承諾を得るものとします。ただし、これ以外の設置電柱等に設置する場合、利用者が撮影装置等を設置する設置電柱等の所有者から、撮影装置等の設置および当社の保守管理に伴う設置場所の利用・立入等に必要な承諾を書面により得たうえで、その結果を書面にて当社に提出するものとします。
 - （3）被撮影者からの同意の取得等
 - ・撮影範囲に住宅や店舗等の私的空間が含まれる場合には、利用者が当該住宅、店舗等に対して撮影装置等により撮影を行うことを説明し、書面による同意を得たうえで、その結果を書面にて当社に提出するものとします。また、その他に当社から第三者の同意を得よう求められたときは、同様に扱うものとします。
2. 当社は、前条第3号の保守点検のサービスとして、サービス開始の翌年度以降、撮影装置等の年1回の点検、不具合が発生した場合の調査対応、故障時の交換お

よび中電または中電 PG 所有の電柱移設時の移設ならびに録画装置の定期的な交換を行います。

第 6 条（利用料金）

利用料金は、当社が別途定める料金としますが、当社がこれによれないと判断する場合は、当社と利用者として別に合意する料金によるものとします。

第 7 条（利用規約の適用および変更）

1. 本利用規約は、全ての本サービス利用者およびその申込者に適用されます。本利用規約に同意いただけない場合、本サービスの提供を受けることはできません。
2. 当社は、本サービスの提供および運営上必要と判断する場合、本利用規約および利用条件を変更することがあります。この場合、変更後の本利用規約および利用条件の施行時期および内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または利用者に通知します。ただし、法令上、利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で利用者の同意を得るものとします。

第 8 条（利用申込）

1. 本サービスの利用を希望する者は、あらかじめ次の各号に定める事項について、当社との間で確認および必要な調整等を行うものとします。ただし、当該各事項については、その後（利用申込および利用契約成立後を含みます。）の事情や状況等により変更の必要が生じる可能性があり、変更の必要が生じた場合には、利用者は、当社の認める範囲内でその変更に応じるものとします。
 - (1) 撮影装置等の設置場所および撮影範囲
 - (2) 撮影装置等の設置に必要な第三者および関係官庁の承諾または許認可の取得等
 - (3) その他本サービスの提供または利用にあたり必要な事項
2. 本サービスの利用を希望する者は、前項による調整等の結果に基づき、当社に対し当社所定の方法により本サービスの利用を申し込むものとします。

第 9 条（利用契約の成立）

利用契約は、当社が、前条第 2 項の申込内容を確認し、これを承諾する旨の通知をした時点で成立するものとします。

第 10 条（利用料金の支払い等）

1. 利用者は、利用契約の成立後、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、当社に利用料金を支払うものとします。なお、当社は、契約期間中の解約、利用資格の喪失、その他理由のいかんを問わず、一旦支払われた利用料金の返金には応じません。
2. 利用者は、利用料金を、当社が指定する金融機関口座へ振り込む方法により支払うものとし、振込手数料は利用者が負担するものとします。
3. 利用者が利用料金を支払期日までに支払わない場合、当社は、利用者への催告な

く利用契約を解約することができるものとします。

第 1 1 条 (設置工事)

1. 当社は、前条第 1 項の利用料金受領後に、撮影装置等の設置工事を実施するものとします。ただし、当社が必要と判断する場合は、当社は利用料金受領前に撮影装置等の設置工事を実施することがあります。
2. 当社は、当社の責めによらない事由（撮影装置等の設置場所の地権者からの承諾等を得られない場合を含みますが、これに限られません。）により撮影装置等の設置が困難となった場合には、利用契約のうち設置が困難となった撮影装置等にかかる部分を解除することができるものとします。
3. 前項に基づき、利用契約の全部または一部を解除する場合で、当該解除が利用者の責めにもよらない事由によるものであるときには、前条第 1 項の定めにかかわらず、当社は、利用者に対し、解除部分にかかる利用料金を返還するものとします。

第 1 2 条 (契約期間と更新)

1. 本サービスの契約期間は、第 9 条の利用契約成立時点から、撮影装置等による録画開始予定日（以下「サービス開始日」といいます。）の属する年度の末日までとします。ただし、契約期間満了日の 2 カ月前までに、当社および利用者のいずれからも特段の申し出がない場合は、契約期間を 1 年間延長するものとし、その後も同様とします。
2. スマートプランにおける撮影装置等の所有権は、サービス開始日に、当社から利用者に移転するものとします。
3. 第 1 項ただし書きにより契約期間が延長される場合、利用者は、当社の請求に基づき延長前の契約期間満了日（以下「支払期限日」といいます。）までに、延長期間分の利用料金を当社に支払うものとします。なお、当該利用料金については、支払期限日の翌日から支払日まで年 1 4. 6 % の割合による遅延利息（単利。1 円未満の端数は切り捨てます。）を付するものとします。
4. 利用者が支払期限日までに利用料金を支払わない場合、当社は、利用者への催告なく利用契約を解約することができるものとします。

第 1 3 条 (映像データの管理)

1. 映像データは、撮影装置等に内蔵されたメモリに保存され、保存期間経過後は自動的に消去されます。
2. 利用者は、前項の保存期間を 3 0 日以内の日数で設定するものとします。
3. 映像データに関する権利は利用者には帰属するものとし、利用者は、映像データにかかる一切の責任を負うものとします。
4. 利用者は、第 2 条に定める目的以外の用途で映像データを使用してはならないものとします。
5. 利用者は、映像データの管理責任者（以下「管理責任者」といいます。）を置く

とともに、ユーザー名およびパスワード（英数字混合 8 文字以上）を設定し、映像データへのアクセス、その管理、情報の漏えい防止策等を適切に行うものとします。

6. 利用者は、管理責任者およびあらかじめ定めた必要最小限の特定者に限り、映像データを取り扱わせるものとし、これら以外の者に映像データを閲覧等させてはならないものとします。
7. 利用者は、正当な理由なく映像データの複製や加工を行ってはならないものとします。

第 14 条（撮影装置等の保守管理）

1. 撮影装置等の保守管理（サービス開始の翌年度以降、年 1 回の点検を含みます。）は当社が行うものとします。契約期間中に撮影装置等に不具合が発生した場合、当社は、現地での確認作業および撮影装置等の再起動を行うことがあります。
2. 契約期間中に撮影装置等が故障または滅失等（以下「故障等」といいます。）した場合、当社が、その修理または代替品への交換を行います。撮影装置等の修理または代替品への交換にかかる費用は、サービス開始日から 5 年以内に発生したもので、利用者の責めによらないものであるときには、当社は、撮影装置等の修理または代替品への交換を無償で行いますが、それ以外のときには、利用者がこれらの費用を負担し、当社が別途提示する金額を当社に支払うものとします。なお、利用者の負担により代替品（新品）へ交換した場合において、当該交換日から 5 年以内に撮影装置等の故障等が発生したときも、利用者の責めによらないものであるときには当社が、それ以外のときには利用者が、それぞれ当該費用を負担するものとします。
3. 利用者は、当社が別途提示する料金を当社に支払うことで、本サービスの技術サポーターによる現地出向サービスや映像データの収集サービスを受けることができるものとします。
4. 当社は、撮影装置等の保守・管理等に必要な限度において映像データを閲覧することができるものとし、利用者は、これに必要な協力を行うものとします。

第 15 条（法令等の遵守）

利用者は、個人情報保護法および所管行政が策定する防犯カメラの設置および運用に関するガイドラインおよびその他関連法令を遵守するものとします。

第 16 条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり、自己、または第三者をして、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 映像データを第三者に開示、提供または漏えいする行為

ただし、次の各場合は除きます。

- ・法令に基づく開示請求、照会等を受けた場合
- ・個人の生命、身体または財産の安全を守るためやむを得ない場合

- ・捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して協力する必要がある場合
- (2) 当社もしくは第三者に不利益または損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (3) 当社もしくは本サービスの信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- (4) 当社に対して虚偽の申告、届出を行う行為
- (5) 暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者に協力または関与等する行為
- (6) 前各号の行為を直接または間接に惹起しまたは容易にする行為
- (7) その他、法令（行政の定めるガイドライン等を含みます。）および本利用規約に違反する行為ならびに当社が本サービスの利用者として不適切と判断する行為

第17条（苦情等の処理）

利用者は、利用者への本サービスの提供および利用者によるその利用に関し、第三者から苦情等の申し出があった場合、すべて自己の責任と負担において処理するものとし、当社には一切迷惑をかけないものとします。

第18条（表示板の設置）

当社は、撮影装置等を設置する設置電柱等に、当該設置および利用者名にかかる表示板を設置するものとします。

第19条（サービスの中断）

当社は、次の各号に定める場合には、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。この場合も、当社は、利用料金の返金には応じません。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供が困難となった場合
- (2) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供が困難となった場合
- (3) 想定外の技術的問題により本サービスの提供が困難となった場合
- (4) 中電または中電 PG 所有の事業用電気工作物または撮影装置等の故障、修繕、変更その他やむを得ない場合
- (5) 本サービスの提供にあたって利用するソフトウェアの不具合、サーバや通信網の停止または一部機能が制限される場合
- (6) その他、当社が本サービスの一時的な中断を必要と判断する場合

第20条（解約等）

1. 利用者は、契約期間中であっても、当社所定の方法により利用契約を解約することができるものとします。ただし、利用契約成立後、サービス開始日までに、利用者の都合により利用契約を解約する場合、利用者は、現地調査・設計費用、工事費用、機器代、その他当社に発生する実費相当額を負担するものとします。
2. 当社は、利用者に本利用規約に反する行為があった場合、または当社が利用者と

して相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合、利用契約を解約することができるものとします。この場合も、当社は、利用料金の返金には応じません。

3. 前二項による解約の時点において未払いの利用料金等がある場合、利用者は、その支払期日または支払期限日等にかかわらず、ただちにその全額を当社に支払うものとします。
4. スマートプランにかかる利用契約が期間満了または解約により終了した場合、利用者は、ただちに（契約終了後1カ月以内に）撮影装置等に保存されている映像データの削除その他当社が指示する事項を行うものとします。
5. 当社は、利用者による前項の措置後、すみやかに撮影装置等を取り外し、利用者へ引き渡すものとします。
6. 前二項において、利用者は、機器の撤去費用として、当社が別途定める金額を支払うものとします。ただし、次条により撤去する場合はこの限りではありません。

第21条（当社による移設または撤去）

1. 当社は、次の各号に定める場合には、利用者と協議のうえ、撮影装置等を移設または撤去することができるものとします。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときには、当該協議を行うことなく移設または撤去することができるものとします。
 - （1）中電または中電 PG 所有の電柱の移設、建替、装柱変更等に伴い、撮影装置等の移設または撤去が必要となる場合
 - （2）その他、当社が撮影装置等の移設または撤去を必要と判断する場合
2. 前項による撮影装置等の移設または撤去費用は、当社が負担するものとします。
3. 第1項により撮影装置等を撤去するときには、当該撤去時をもって利用契約は解約されるものとし、当社は、利用者に対し、第10条第3項の定めにかかわらず、利用者から受領している当該年度分の利用料のうち運転・保守費用相当額を返金するものとします。

第22条（免責）

1. 当社は、当社の責めによらない事由により、本サービスに関して利用者または第三者に損害が生じたとしても、損害賠償等のいかなる責任も負わないものとします。
2. 当社は、撮影装置等の不具合や停電等の理由により映像データに欠落その他の不具合が生じたとしても、損害賠償等のいかなる責任も負わないものとします。
3. 当社は、本サービスの提供にあたって利用するソフトウェアの不具合、サーバや通信網の停止または一部機能の制限等により、利用者が一時的に本サービスの利用ができず、利用者または第三者に損害が生じたとしても、損害賠償等のいかなる責任も負わないものとします。
4. 撮影装置等の盗難またはこれに対する不正アクセス等により映像データが流出し、

利用者または第三者に損害が生じた場合には、利用者の責任でこれを解決するものとし、当社は、損害賠償等のいかなる責任も負わないものとします。

第23条（変更の届出）

利用者は、自己の連絡先等、当社への届出内容に変更があった場合には、すみやかに当社所定の届出をするものとします。

第24条（個人情報）

当社は、本サービスの提供にあたり知り得た利用者等の個人情報を、当社が別途定め公表する「個人情報のお取り扱いについて」

(<https://www.chudenkbs.co.jp/privacy/>) に基づき適切に取り扱います。

第25条（譲渡禁止等）

利用者は、利用契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または承継してはならないものとします。

第26条（損害賠償）

利用者は、本サービスの利用により当社または第三者に損害を与えた場合（利用者が本利用規約上の義務を履行しないことにより当社または第三者に損害が生じた場合を含みます。）には、自己の責任と負担をもって、当該損害を賠償し、解決を図るものとします。

第27条（分離可能性）

本利用規約の規定の一部が法令または裁判所により違法、無効または不能とされた場合においても、本利用規約のその他の規定は有効に存続するものとします。

第28条（協議）

本サービスに関して利用者と当社との間で問題が生じた場合、利用者と当社は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとします。

第29条（裁判管轄）

本利用規約に関して訴訟となった場合の管轄裁判所は名古屋地方裁判所とします。